

## 山鹿素行に於ける古學思想の發達

### 五

加藤 仁平

萬治三年淺野家一千石を辭した。日記同年の條に曰く「九月依大島氏雲八致仕辭祿太守甚懇遇と、且つ細書して曰く「太守預欲加祿予久有辭祿之志依太守隆眷送數年其間有丁酉之大災故不得辭待時至今年切頼大島以請之と配所殘筆にも同様な記事を見る。殘筆によれば、知行の事は其方望に御任可有之候との津輕にも註體よく斷り一一萬石二萬石被下候事何より安儀に候由被仰出たる松浦侯にも當分永浪人と覺悟仕候と答へてゐる。

註 明良洪範卷十一、一五二頁には異説がある。曰く「山鹿を津輕越中守信政かへ度思ひしかど家老神保三郎右衛門しひて差留けると也」と。

其後四年にして山鹿語類四十五卷の輯録あり寛文三年四十二歳後二年にして完成且つその十月聖教要録を出版した。「聖人杳遠微言漸隱漢唐宋明之學者誣世累惑中華既然況本朝乎先生勃興二千載之後垂迹於本朝崇周公孔子之道これ實に彼が古學

を唱導し孔子以後の學は取るに足らずとする所以を表明したもので彼の唱ふる古學は「身也家也國也天下也于文于武其教學聞而無不通爲而無不效」といふのをその本領とする。而して門人等此書を輯録して編をなしたけれども餘りに漢唐宋明の諸儒を排撃痛罵し一天下の學者の執るところと相違する——例へば道統章に曰く「道統之傳至宋竟泯沒況陸王之徒不足算」といふが如き——が故に定めて讒誣爭論の一世に沸騰せん事を慮り先生に謁して「此書可以祕可以崇不可廣示於人且排斥漢唐宋明之諸儒是違天下之學者見者獻嘲乎」と言つたのに答へて「噫小子不足謀といひ漢唐の訓詁宋明の理學を以て各、利口饒舌而欲辨惑、惑愈、深令聖人坐於塗炭」となし、自己の立場を述べて學は聖教に志して異端に志さず、行は日用を專にして洒落を事とせず、知の至るや通せざる無からんを欲し、行の篤きや力めざる無からんを欲すとしてゐる。彼實に此書を以て儒學廓清聖學祖述の祭壇に供すべき犠牲としたものである。而して彼自身も亦本書の犠牲として後半生を献げたものである。

註 此の一項主として聖教要録小序寛文乙巳季冬十月山鹿先生門人等謹題とあるものに據る。現存の序文は是丈であるが日記に據れば別にもあつたやうである。尙此の項の事は山鹿語類の序及びその聖學篇の序にも大同小異に記されてゐる。

抑も山鹿語類は續集枕塊記(註一)上下を除いても四十三卷、國書刊行會本にて二千

七十七頁無慮七十四萬七千七百餘字の大著である。それに現れてゐる思想に於て復古的周公孔子的色彩に就ては大體に於て矛盾を認め得ない。これ丈の大部のものを口授するには定めて少からぬ歳月を費した事であらうし殊に三十五歳以來閑暇も相當あつたと思はれる——三十九歳淺野家を致仕して浪人してゐる——にも拘らず殆ど著作をしなかつたのであるから最初の口授の日は餘程早かつた事であらうと察せられる。その時が寛文三年であつたか語類の序一、二年であつたか殘筆には寛文の初とありは明かでないが兎に角その時少くとも聖學篇の時は既に立派にこの新學派であつたのである。(註二)日記寛文二年八月十九日の條に讀近思錄とあり、三年六月朔日に讀周子通書と見えてゐるがこの近思錄を青白何れの眼を以て見たらうか、こゝに重要な意義を齎すのである。然るに寛文二年八月十九日在宿見近思錄云々と云へる別の記事を隨筆に於て發見することに依つて吾人は當時佛敎邵氏陽明の説に反對しつゝあつたこと、當日周子の太極圖説に對して自發するところのあつたことゝを認めることが出来る。曰く

周子曰無極而太極予曰く易の繫辭に太極生兩儀と出で無極の言なし、周子はじめて無極の説を出せり……是れを提携せば……邵氏陽明の學に比すべし……愚案

を加へてこれを考ふるに孔子易に於て無極の沙汰無し無極の道理あるべきを論せざるにあらざれば周子の無極は蛇に足をそゆるに比すべきか(中畧是れ佛見にひとしからんか今夜この自發を爲す、猶工夫あるべし、(山鹿素行先生精神訓二六五—六頁)

註一寛文五年十二月二十二日先考疾病に筆を起し翌年四月四日に至るまでの塊に枕する(父を失ひて)日記と追戒、追考等とを載せたる圖書刊行會本で三十七八頁のもの。

註二一年二年を争ふのは一には仁齋復古の年と前後を争つてゐるからでもある。

當時の彼の聖學について看過すべからざる點は少くないが今その一二を略説する

1 不得已、孟子滕文公下篇「予豈好辯乎予不得已也」とあるのは素行のとは全然意味を異にしてゐる。思ふに素行の如き意味に於て素行の如く數多く用ゐてゐるのは古來その例が少いのであらう。田崎商學士(註一)は不得已の三字を以て、素行の學問の根本義として是の如く述べてゐる。「天地の森羅人間の萬象悉く皆不得已の所以によりて形成し組織し運営し活動し結果せらるゝものとなすの客觀的大達觀に到達せり。宇宙の成住壞空も人間の盛衰興亡も人生の生老死も心意の張弛生滅も悉く是れ久遠恒常の大理原たる不得已の理法に外ならずとし以て既に成れる世界の最終の解釋は此の三字を措て他に求む可らずとなせるが如し」と。彼にあつては

禮も誠も性も凡て「不得已」で解し得る。

② 理氣妙合 理氣妙合而有生々無息底能感通知識者性也、人物生々無不天命故曰天命之謂性、聖教要録下性の章辨義に之を解して「理は可生の物聚備るは理也、氣は蔽て漏さゝるものは是氣也、如此理氣は相對して不離此理あれば此氣相因り此氣あれば此理相合へり妙合は理氣測り知られずして暗に相合ふを理氣妙合と云へり」といつてゐる。辨義の他の章には「理は筋別れたるを云へり。物の筋々別れて聚るは理也、氣は蔽て洩さざるものは是氣也。理具ると云へども蔽て洩さざるの氣あらざれば物生ずること不能也。天の物を蔽て不洩が如し。是鶏卵を以て比喩するに内に一點子(一圓形也)備るは理也、外より蔽て洩さず暖むる者は是氣也」と例をあげて説明してゐる。理氣の語は聖教要録五三七〇字(原文の漢文による大體の計算)中に於てさへ「理氣(一)理氣相合(二)理氣妙合(三)理氣交感(三)」の合計八箇所に現れてをり、語類聖學篇卷四十一「論天命之謂性」三一九頁以下にも數十箇所見えてゐる。それらに於て宋儒の用ゐなれてゐた理氣の語を用ゐて宋儒とは別の意味を含めながら易哲學や中庸の天命性道教を説明し且つ發展させたものと見得るやうに思はれる。但し素行の圓熟せる聖學論を貫通する原理として之を認めんとするは餘りに早計の感があ

ることを忘れてはならない。論語(四十七歳)に一ヶ所見えてゐるがその意味は別であるし中朝事實には全然現れてゐない。原源發機にも見えない。而して四書に現れたる理と氣とは四書索引によれば大略次の如きものであるが一つも理氣と續いた後世風の用例は無い。(理孟子四ヶ所に七字。(中庸二ヶ所に二字。氣中庸一。論語四ヶ所に六字。(孟子十數字。))純粹に周孔その物へ復歸せんとせる素行子に宋儒風の理氣論のあるのを幾分不徹底の憾ありと考へてゐた吾人は後年の述作との比較研究によつて今や斷然當代の素行に宋儒の遺風因襲と見るべき理氣論のあつた事を認める。

性 人々所賦之性初相近因氣質之習相違と孔子の趣旨を述べて性善性惡等の性説に反對してゐる。萬物に品々の形あるは妙合の間過不及の差があるからで人にも過不及の差があつて、賢愚の別を生ずる而も君子小人の成ることは皆習ひ教へる所に原因する。「賢愚は自然に稟所氣質にかゝり君子小人は習教にかゝれる」(辨義)のでその習教といふのは格物致知を指してゐる。又「聖人不分天命氣質之性若相分則天人理氣竟間隔」(聖教要録下性の章)といひ辨義にも「性を二つに分ち論ずる者は差繆也如此二つに分て論ずれば細なることは細なりと云へども聖學に於て無益之

也」と説いてゐる。宋儒と同じく理氣の語を用ゐながら最もよく孔子の眞意を理解し且つ説明してゐるもので性善を以て論陣を張つた孟子よりも更に孔子に忠實なるものではあるまいか。(註二)

註一 國民經濟雜誌第七卷第八卷山鹿素行の民政論

二 辨義は素行自身の筆であるが非論理的な不徹底な解釋が少くない。

本論文は形式的方面を主としたから内容的方面に就いては後日更に詳説しようと思ふ。

## 六

四書句讀大全 日記寛文六年の條に「霜月十月初讀論語將述句讀」とあり、次いで七年の條に「大霜月十日今日四書句讀筆功畢」「小十二月二十八日句讀再覽畢」とあるものである。思ふに江戸にゐる間は諸大名の訪問や數千人の門人等があつたので繁忙を極めたけれども今や一切の紛々たる俗界の關係を斷ち切つて隠居の身となつたのだから活動主義の素行子にとつて此の十年間は偉大なる精神的事業をなすに絶好の機會であつた。新井白石も熊澤伯繼も隠居とか失脚とかのお蔭で不朽に傳

ふべき經國の大業を成したが思へば素行子にとつても配所の十年は極めて意味のあるものとなつた。外孫耕道軒が當時の努力を記して「凡十年中不疾病乃日出而不寐夙興孜孜讀書習學修德大述作文武之書」〔註二〕といひ更に歎じて「蓋天欲令以幽居假先生以蒙大幸於萬世之民乎」〔註二〕と述べてゐるのは意味のある事と思はれる。かゝる記念すべき謫居中の最初にあらはれたる而も主要なる業績の一はいふ迄もなく本書であつた。

愚久尊親二子之說大覺其說之非而一旦不忍與之背馳且切疑二子之賢而不察此篤思自誑誑人之罪不可以贖自反深直有年于茲益洞然知無復可疑忘僭踰之謗間嘗句讀之

とこれ自序に現れたる著述の動機である。又讀大學法にも訓詁字解尤從朱子章句至註聖學之大義悉與程朱牴牾とある。三軍帥を奪ふべし匹夫も其志を奪ふ可からず況んや大丈夫の信念をや權勢の壓迫は僅に素行子を驅つて愈々その聖學を進めしめたるを見るのみの感がある。

註二 二、山鹿誌 一七頁

謫居童問(四十七歲)日記寛文八戊申年六月の條に「自十日後覽左傳迄七月廿二日畢



有左傳撰萃一冊抜カ(朱書)とあるが同年三冬之夜調蒙的通俗的にかみ碎いた書き方をした謫居童問が著はされた。「童子在側問之難之或再之或三之以續秋蟪之吟餘慰謫居之寥寥終草焉少脫藁埃來日之潤色云」といふのがその序文で學問(上)中(治平)下(の三卷に別たれた素行子四十七歳の思想を窺ふべき殆ど唯一の資料である。修身受用抄時代の三教一致と反對に三教一教を説いてゐる。(二二一頁)理氣についても僅に次の如き意味にて而も一ヶ所論じてゐる丈である。「人モ亦如此人欲ト天理ト形氣理氣相因テ而シテ此人身立世專行レ人欲キラフニアラズ天理秘藏スルニ處ナシサレバ形氣ノタメニ出ル情ヲ朱子サシテ人心ト云道理ノ爲ニ出ル情ヲ道心トサセル、ソノコトハリアルニ似テ尤不正云々」と。之に依れば理氣は形氣に對するもので道理を意味し、人欲に對する天理をさすものである。従つて語類時代の理氣とは全然その意義を異にする。

次に當代の日記を見んか。寛文八戊申年八月五日讀潛確類書。同十二月廿九日。日今寫類書九十冊同九年己酉二月廿一日潛確類書筆功畢、九月再讀文選迄翌年、四月畢拔萃之功。十二月廿七日中朝實錄成(本書は後年中朝事實と改められた)中朝事實は語類の君道と相對して見るべき帝王學であり政治論である。中朝中國中華中洲

(註)の含む内容に就ては非常な差があるけれども聖人君子聖教聖學等に就ては大差なしと見てよからう。但し彼の政治論に於て根本問題の一と見るべき封建郡縣の國家組織論に少からざる變化を看過する事は出来ない。君道九治禮に封建郡縣(三四三頁―三四頁)と題して或は「兩の内いづれか衰世の守に利あらんとならば兩ながら其法正しくして其法相立ば各天下の守護たるべし」といひ或は「今天下を俄に封建にせん郡縣にせんと云ことは却て亂を招くに等し故に封建郡縣ともに用て其良法を敷にあり」といつたものが中朝事實神治章には「封建は天下を公にするが如くにして天下を私し王侯を世々にするが如くにして王侯を害し百姓を利するが如くにして百姓を毒し王室を護るが如くにして王室に敵す上に政令の正しきありと雖も下は必ず跋扈の志を存す是悉く其の人を得べからず一たび之を封する時は則ち天子速に之を變ずる事を得ず執政は直に之を規することを得ざればなり」と大膽にも封建制度の幕政時代に之を罵倒し「郡縣の如きは是に異り」として「任限あり交替あり黜陟あり輔佐あり監察あり其任を移し易くその過を規し易し上に政教の化なしと雖も下に尾大にして掉はざるの失無し故に人を選びて以て任ず是天下を公にする也王公坐ながら其の祿を食みて自ら險に據るの暴なし是王公を世にする也罪を恐

れて欲を逞しうせず遷す事を志して吏務を勵ます是百姓を利する也土地辟け人民庶あるはこれ王室を護する也」といふに到つた。更に郡縣を以て其制する所古法に非ずと雖も尤も治道の要を得たり」となし秦の失敗を評しては「季斯が奏する所始皇の行ふ所は其實は天下を私する也故にその制明かならずその法正しからず遂に亂賊の基となれり是宗元が所謂失は政にありて制にあらざる也」といつてゐる。四年前語類に於て周の制度をのみ模範としてゐたが如き態度とは多少の相違のある事を認めざるを得ない。配所殘筆に於ては最初に自家の學筋の變遷發達を述べた上「今日日用事物の上五倫之道に身をおき日用事物の間に應接して考へて見ると——これが素行子學風の *apion* と考へ得られると思ふ——世間と學問と別の中になり學問の至極とは存せられずかくて直ちに周公孔子之書を見て初めて聖學の道筋を明に得心して聖學のゝりを定むるに至つた。例へば紙を直ちにたつにいか程細工がよくても定規のない手に任せて立てば殘らずろくには成らず又其身はろくに「立つても人々に左様にたゞせる事は出来ないが定規をあてゝたてば大方幼若の者迄先づ其筋目の如くには之をたつものである。尤も其間に上手下手はあるけれども其筋目は一通りになる、されば聖人の道筋と云ふのをよく得心すれば右の定規を知

るから何事でも其人の學問程には其道を合點するものである。然らばその聖學の道筋とは何であるかといふに「身を修め人を正し世を治平せしめ功成り名遂候様に候」といふので此の學相積む時は、知恵日々新にして徳自ら高く仁自ら厚く勇自ら立て「終には」功もなく名もなく無爲無妙之地に可至「されば」功名より入りて功名もなく只人たるの道を盡す「のみである。

註 四十七歳迄は支那を意味したものが本書に到て凡て日本を指すことになった。

## 七

「赦ニ遇ノ後専ラ兵學ヲ唱ヘテ經學ヲ廢ス其見ル所時流ト忤フヲ以テナリ故ニ其著ス所多ハ兵書ナリ」と兵法傳統錄(註一)の頭書朱書に見えてゐるが、ある論者(註二)はかうした事實に乗じて(勿論之を讀んだ譯ではないが)素行子が十年流謫の爲め新知識に遅れ最早經學を以て世に立つ事が出来なかつたのだと論じてゐるがそれは誤である。日記六十二歳の條には天和三年極月二十二日夕熊澤作右衛門等來談聖教要錄二十五日談聖教要錄二十八日予講聖教要錄聖人之章と見え更に翌天和四年の條にも正月七日道統章講十日聖學十二日講中庸序十四日講中庸第一章十八日聖教

要録等の語が散見してゐるし、同年二月にも二日講尙書序、十七日聖教要録などゝ見えてゐる。加之五十七歳にして原源發機二卷、六十三歳にして原源發機諺解二卷といふ貴重な遺著を出してゐる。其の體裁全然易に類するもので従て通書にも正蒙にも太玄にも似通つたものである。「兮」字を多く用ゐてゐるなどからいふと語法上老子や楚辭に學んだ事の少からざるを思ふ。思想に於ても語類以後さしたる變化を發見しない。相變らず不得已を用ゐて「天長地久也何以長久不得已也」とか「人物綿々也何以綿々無造作也何以無造作不得已也」とかいつてゐる。(註三)

註一 松浦家所藏本に據る。

二 山方石之助編十六徳教家傳山鹿素行の條藝看、明治四十三年版、使用せる材料は殆ど凡て井上博士其他の研究其儘で何等論ずるに足り無いが白眼を以て素行に對したといふ態度又は注意に値する。

三 外崎覺氏所藏の寫本に據る、與書及び跋文につきては藝文第十三年第十二號の摘稿を参照されたい。本書の下巻第七章では教の時に在ること、養の地に在ること、教ふるに人を以てすること、訓の典に在ること、教の審に在ること、教育の法、教の省に在ること、養教の實に在ること等を論じてゐるが面白いものがある。例へば教育法を論じて「六云、有牛有牛令日行不行」と云ひ其の諺解には「有一牛日行有一牛不行、牛皆同牛而有日行有不行、能行者養以法省以時也不行者非不行不能行也、其不能行者牛手失養雖養不以其道也」といつてゐる。

## 八

之を要するに三十五歳で聖學の定義が大體出來、四十二歳で周子の無極に反對し

四十四歳で殆ど頂點に達し同時に一大災厄を將來した。かくて謫居以後愈々圓熟して愈々宋學から離れると共に士道的國體論的色彩を濃厚にする事になつたのである。人は多く日本人の獨創力の極めて弱い事を歎じどもすれば殆ど凡ての發明發見を外國よりの暗示か模倣によれるとしてゐる。伊藤仁齋の復古學さへその悲しむべき嫌疑は千古に解け難い謎となつてゐる。然し吾人は上來述べ來れるが如き社會的環境中の心理的經過によつて素行子の復古にはその獨創の功を認め得ると思ふ。假りに將來仁齋同様の問題が起りそれに關する確實なる史料が發見されたとしても吾人は單にその上述の如き環境と心的經過とのみにても當然あれ丈の聖學を唱へ出し得たとの説明をなし得るやうに思ふ。而して茲に注意すべきは四十歳代迄苦しんだその苦しみ抜いた果てに——それがよし近代的の惱みといふ程深刻なものではないにしても——この結論を待た事である。結果の如何は第二として之丈でも吾人はその process を頗る尊いものと考へざるを得ない。吾人が素行子に共鳴する點の一は確にこの人生觀的苦惱とその撓まざる奮闘と最後にあるものを贏ち得たる雄々しき process その物である。(五月十三日稿)

本誌第八十五號拙稿正誤

同	一八	一七	一五	同	一四	同	一二	同	一一	同	一〇	九	七	四	頁
一三	六	四	三	一四	一	一一	六	一〇	一	六	四	一	四	一四	行
後	を	近	岩	綱	可有之小	云々	兵法の儀	心之	發覺し	六理	之教	正條	教つ	無意識	誤
世	云	恩	重	領											
に	ミ	近	岩	綱	可有之候	玄	兵法の儀	心	發覺	六	三	正	教	無	正
後														意	
世	云	思	垂	領		々	ば	元	一	經	教	保	へ	識	的